

## 富山県議会基本条例素案に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

### 1 条例素案の作成者

富山県議会基本条例制定検討会議（委員長 渡辺 守人）

### 2 意見募集期間

平成30年1月31日（水）から2月19日（月）まで

### 3 意見募集関連資料の公表場所

富山県議会ホームページ、県庁（議事堂閲覧コーナー、県民サロン、情報公開窓口）、各地方県民相談室（高岡・魚津・砺波）、県立図書館

### 4 意見提出者数

3人

#### 【提出方法】

書面	電子メール	計
2人	1人	3人

### 5 意見提出件数

15件

#### 【提出内容】

内容	件数（番号）
表記、形式等に関する事	11件（1～8、11～13）
議会運営に関する事	2件（9、10）
その他合理化等に関する事	2件（14、15）
計	15件

この外、災害等、緊急事態等の対応を行うことを義務付けたことや、会派の位置付けや機能を明記したことなど、評価できるとする意見を10件いただいたところであり、今後の議会運営にいかしてまいりたい。

意見の概要及び意見に対する条例素案作成者の考え方（富山県議会基本条例素案）

番号	意見の概要	意見に対する考え方	関係条文
1	<p>目次を下記のとおりにすると見やすくなるので、検討願いたい。</p> <p style="text-align: center;">（訂正案）</p> <p>目次</p> <p style="padding-left: 40px;">前文</p> <p style="padding-left: 40px;">第 1 章 総則</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p style="padding-left: 40px;">第 8 章 補則</p> <p style="padding-left: 40px;">附則</p> <p style="padding-left: 40px;">前文</p> <p style="padding-left: 40px;">富山県議会は、明治 16 年に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目次の項目「前文」から「附則」までを下げる。</li> <li>・前文の前に「前文」を挿入する。</li> </ul>	<p>条例の形式につきましては、国や全国都道府県議会議長会と協議し、県の法制部局などにも照会し、法律、政令などの法令文書の形式に倣ったもので、また、議会基本条例制定検討会議において議論を重ねて起草したものであり、ご理解願います。</p> <p>なお、今後、議会広報誌などに条例など法令等文書を記載する際は、ご指摘の趣旨を踏まえ、県民の皆様に見やすいものに工夫したいと考えております。</p>	目次
2	<p>前文について、全体を簡素に表現すると良いと思う。</p>	<p>前文については、議会基本条例制定検討会議において議論を重ね、明治 16 年に公選制の県会として開設されて以来の県議会の歴史を踏まえ、また、議会が県民の負託に応え、もって、県民誰もが未来に希望を持ち、豊かさや幸せが実感できるよう決意を示したものです。</p> <p>なお、貴重なご意見ですので、今後の議会運営に活かしていきたいと思っております。</p>	前文
3	<p>前文に記載の「県等」については、特に定義がなく、「国等又は県等」を「国、県又はこれらの関係機関」とした方が正確なのだろうが、前文の構成を複雑にするのも適確ではないので、難しいところと思う。</p>	<p>条例の形式や用例につきましては、国や全国都道府県議会議長会と協議し、県の法制部局などにも照会し、法律、政令などの法令文書の形式や用例に倣ったもので、また、議会基本条例制定検討会議において議論を重ねて起草したものです。</p>	前文 第 3 条 第 17 条
4	<p>第 3 条第 3 号に「国等」の定義があるが、「及び」も「その他の」も接続語なので、法文の記載では、通常は両方を続けざまに用いることはなく、「国及びその関係機関をいう。」という形になるかと思う。また、「以下同じ。」とあるが、前文にも「国等」が出てくるので、「この条例において同じ。」などとした方が的確かと思われる。</p>		
5	<p>第 17 条の「予算を調製したとき、」の読点は、名詞句をつなぐ用語なので、法文の記載の原則からすれば不要なのではないかと思う。（一般の人の読みやすさを優先するのであれば、気にする必要はないのかもしれない。）</p>		

番号	意見の概要	意見に対する考え方	関係条文
6	前文及び第8条に条例制定の経緯、理由及び政務活動費の反省を表記していただきたい。	二元代表制の一翼を担う県議会は、県民の多様な意思を県政に反映させるとともに、県民により一層信頼され、期待される議会となるよう、県政の最終意思を決定する団体意思決定機能、環境の変化に伴う地域課題の解決を図る政策立案及び提言機能等を最大限に発揮することが求められています。	前文 第8条
7	政治倫理については、議会基本条例の性質上、素案に記載された程度の簡素なものになるのが通常であるが、一昨年以来の政務活動費の問題があったことから、「県民の代表としての名誉と品格の陶冶に努める」旨や「名誉と品格を損なう行為又は不正な行為若しくはこれを疑われる行為を厳に慎む」旨を記載した方が好ましいと考える。	また、第8条は、政務活動のあり方も含め、あらゆる面において厳しい「倫理意識」に徹することにより、「政治倫理」の向上に努めるとする議員としてのあり方について定めた最高の倫理規定として位置付けたものです。 これらを踏まえ、ご意見の趣旨については、議会基本条例の提案理由において、別途説明することとしております。	
8	第8条中の「倫理意識」を「道德意識」とすれば、「倫理」という言葉の記述が1回となり、「政治倫理の向上」の文言が強く生きる。	ご指摘の箇所は、「国会法」や「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」に基づく政治倫理綱領の趣旨、法律における用例を踏まえ、「倫理意識」とするのがふさわしいものと考えており、ご理解願います。	第8条
9	「議会報告会」を導入されたい。今後、検討してほしい。	議会報告会など、議員が県民の皆様へ活動状況を説明し、ご意見をよく聴き、意見交換をする機会は重要と考えており、県議会では	第18条 第21条
10	第21条に「必要に応じて、県民の意見を聞く機会を設ける」と記載されているが、さらに開かれた県民参画型の議会とするために、年1回の「議会報告会」の開催を義務化してはどうか。	これまで、県民各層との意見交換会を定例会毎に実施しているところです。そうした機会も含め、議会報告会についても、条例に基づき設置する予定の議会改革推進会議で実施について、議会改革推進計画に位置づけるなど検討してまいります。	
11	第21条に「県民の主権者としての意識の醸成に努める」とあるが、具体的にどうということか。	議会は、議会活動を通じて、県民から提出された請願及び陳情を県民の政策提案として受け止め、必要に応じて、県民の意見を聴く機会を設けることとしております。また、これまで、県民各層との意見交換会を定例会毎に実施しているところです。 こうした県民参加を通じて、県民に議会が果たす役割を理解していただき、県民自らが、議員を選ぶ、又は、自分が議員になることによって、主権者として県政へ参加していくという意識の醸成に努めることとしております。	第21条

番号	意見の概要	意見に対する考え方	関係条文
12	議員のなり手不足は、二元代表制を揺るがす大きな問題であり、議会基本条例に議員のなり手不足に対する問題意識や対応（議員報酬の増など）を明記すべきではないか。	総務省では、議員のなり手不足について、「地方議会・議員に関する研究会」が開催され、昨年7月、報告書がとりまとめられたところです。これに基づいて、今後、各方面で議員確保策を含め選挙制度のあり方等についても検討されることが期待されており、議会においても、現状を把握のうえ、議論していきたいと考えております。	第21条
13	女性の社会進出が進んでいる中、議員の資質向上と併せて、高い志をもった若い女性議員のなり手を育成していく観点が必要ではないか。	議員の資質向上はもとより、高い志をもった若い議員が増えることは、大変重要なことと考えております。議会では、若い方々にも議会活動を視聴しやすいインターネットによる議会中継や議会ホームページなど各種広報媒体を通じて、議会を知っていただくとともに、多くの若い女性が参加する専門学校の学生との意見交換会や高校生議会、青年議会、大学生と議員との意見交換などを通じて、主権者としての意識の醸成にも努めてきております。引き続き、ご意見の趣旨にお応えできるよう取り組んでまいります。	第21条
14	第22条に議会図書室の機能の充実があるが、一般県民も利用できるのか。 また、議員の利用状況はどうか。利用状況によっては、経費節減のために廃止すべきではないか。	議会は、地方自治法第100条第19項に基づき、議員の調査研究に資するため、また、議会に送付される官報、公報等を適正に保管するため、図書室を附置しております。この議会図書室は、県民の方も利用できることとなっております。平成28年度の年間延べ利用者数は4,714人であり、このうち、113人は、一般県民の方の利用でした。議員の利用は658人、議員に調査を依頼等された事務局職員等の利用が3,943人でした。 議会図書室については、地方自治法により附置が義務付けられており、調査機能を補填する機能もあることから、今後とも適切に運営するとともに、県民に広く知らせるなど、引き続き、議会図書室の機能の充実に努めてまいります。	第22条
15	第22条第3項として「事務の合理化」を追加してはどうか。	「事務の簡素化」、「事務の合理化」については、これまでも取り組んできており、引き続き、より一層、取り組むこととしております。	第22条

また、以下のとおり、評価できるとする意見をいただいたところであり、今後の議会運営にいかしてまいります。

- ・富山らしさが出ている良い前文だと思う。
- ・前文の「安全に安心した生活が営める」との記載は、実利だけではなく、感覚的な部分も多分に求

めようとする富山県民にふさわしい記載だと思う。

- ・第2条に基本理念を規定し、第3条で議会の役割を第4条で議会の運営原則を明記したことで、分かりやすくなっている。
- ・第6条に災害等、緊急事態等の対応を行うことを義務付けている。
- ・県民から提出された請願及び陳情は、そのまま議会に上げるのではなく、まず県民の声を聞き、その声を代弁することが大切であり、第7条にもかなうものである。
- ・第9条に会派の位置付け、多岐にわたる意見を議論、検討し政策を立案、提言する会派の機能を明記している。
- ・第14条に規定する「議会改革推進会議」が中心となり、失敗を恐れず県民とともに改革を推進していくことを望む。富山県議会が、全国から注目される「民主的な議会」になることを願っている。
- ・第19条に会議の原則公開や傍聴環境の整備等が明記されている。
- ・第23条に最高規範性が、第24条に見直し規定が、的確な文言で明記されている。
- ・議会基本条例も他の条例と同様に改廃可能であり、他の条例との優劣はないことから、最高規範性を有すると文言を入れなかったのは妥当だと考えている。